

2015/11/16
過半数代表の説明会

国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部を改正する規程案要綱

第1 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正

1 俸給表等の改定

- (1) 全俸給表の全俸給月額を改定すること。
- (2) 俸給の調整額の調整基本額を改定し、最大 100 円を引き下げること。

2 諸手当の改定

- (1) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を 13,000 円に引き下げること。
- (2) 勤勉手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 72.5 (特定幹部教職員にあっては、100 分の 92.5) に引き上げること。
- (3) 期末特別手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 175 に引き上げること。
(ただし、平成 17 年 12 月期は経過措置として、100 分の 172.5 とする。)

第2 国立大学法人京都大学役員給与規程の一部改正

1 俸給月額の改定

- (1) 全俸給月額を改定すること。
※ (期末特別手当については、教職員給与規程に準じているため 12 月期の支給割合は 100 分の 175 に引き上がるが、平成 17 年 12 月期は経過措置として、100 分の 170 とする。) ー 控はす

2 非常勤役員手当

- (1) 月額を改定すること。

第3 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部改正

1 諸手当の改定

- (1) 期末手当及び勤勉手当について、準用する給与規程を年度当初の給与規程によるものとする。
- (2) 年度一時金について、基礎額を採用時の相当俸給月額とすること。

第4 国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部改正

1 諸手当の改定

- (1) 期末手当及び勤勉手当について、準用する給与規程を年度当初の給与規程によるものとする。

第5 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程の一部改正

1 俸給月額の改定

- (1) 全俸給月額を改定すること。

2 諸手当の改定

- (1) 勤勉手当について、12 月期の支給割合を 0.4 に引き上げること。
(ただし、平成 17 年 12 月期は経過措置として、0.375 とする。)

第6 その他

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行すること。
- 2 今回の改正に併せて、国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則を改定し、初任給調整手当の支給月額の限度額を 50,000 円に引き下げること。

※給与例

(単位:円・100円未満切捨)

	規程改正前		規程改正後		年間給与額の差
	俸給月額	年間給与	俸給月額	年間給与	
一般職(一)2級2号俸	扶養手当配偶者支給無し	3,079,400	170,200	3,080,600	1,200
	同上支給有り	3,302,100			
一般職(一)4級11号俸	扶養手当配偶者支給無し	5,435,400	300,400	5,437,400	2,000
	同上支給有り	5,658,200			
一般職(一)6級16号俸	扶養手当配偶者支給無し	6,995,900	386,500	6,997,500	1,600
	同上支給有り	7,218,600			
一般職(一)8級21号俸	扶養手当配偶者支給無し	8,137,800	449,600	8,139,800	2,000
	同上支給有り	8,360,500			
					△1,100

(年間給与には期末手当、勤勉手当、都市手当(10%)及び扶養手当を含む)

国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部改正について

国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部を改正する規程 案

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

第2条 国立大学法人京都大学役員給与規程（平成16年達示第79号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

第3条 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成16年達示第72号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

第4条 国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

第5条 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第32条第2項の規定（国立大学法人京都大学役員給与規程（以下この項において「規程」という。）第8条第1項において準用する場合を含む。）の平成17年12月における適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」（規程第8条第1項において準用する場合にあっては、「100分の170」）とする。

（国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第5条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程第13条第2項の規定の平成17年12月期における適用については、同項の表中「0.4」とあるのは、「0.375」とする。

（上記の網掛け部分関しては、役員給与規程に関する改定である。）

国立大学法人京都大学教職員給与規程 案

(平成16年達示第80号)

(前略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000~~円~~~~13,500~~円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、教職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(中略)

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額の合計額を加算した額に 100分の72.5~~100分の70~~(特定幹部教職員にあっては、100分の92.5~~100分の90~~)を乗じて得た額の総額

4 }
5 } (略)
6 }

(期末特別手当)

- 第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第36条第8項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には 100分の

175100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 }
4 }
5 } (略)
6 }

(中略)

別表第1～別表第6（下記のとおり全俸給表の全俸給月額を改定。）

別表第7（略）

別表第8

<調整基本額表>

イ 一般職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号俸 8,271 8,298円
4級	9,700 9,800円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,200 11,300円
8級	11,800 11,900円
9級	12,800 12,900円
10級	13,500 13,600円
11級	15,400円

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
------	-------

1 級	5,900 円。ただし、2 号俸 <u>5,409</u> 5,427 円、3 号俸 <u>5,575</u> 5,593 円、4 号俸 <u>5,746</u> 5,764 円
2 級	7,400 円
3 級	8,000 円
4 級	8,600 円
5 級	<u>9,100</u> 9,200 円
6 級	10,200 円

ハ 教育職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	9,400 円。ただし、2 号俸 <u>7,213</u> 7,236 円、3 号俸 <u>7,569</u> 7,591 円、4 号俸 <u>8,023</u> 8,046 円、5 号俸 <u>8,505</u> 8,532 円、6 号俸 <u>8,851</u> 8,878 円、7 号俸 <u>9,180</u> 9,207 円
2 級	<u>11,000</u> 11,100 円。ただし、2 号俸 <u>9,099</u> 9,126 円、3 号俸 <u>9,490</u> 9,522 円、4 号俸 <u>9,891</u> 9,922 円、5 号俸 <u>10,318</u> 10,350 円、6 号俸 <u>10,741</u> 10,773 円
3 級	12,600 円。ただし、1 号俸 <u>11,335</u> 11,371 円、2 号俸 <u>11,916</u> 11,952 円、3 号俸 <u>12,487</u> 12,523 円
4 級	13,500 円。ただし、1 号俸 <u>12,816</u> 12,852 円、2 号俸 <u>13,482</u> 円
5 級	<u>16,100</u> 16,200 円

ニ 医療職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100 円
2 級	8,000 円。ただし、2 号俸 <u>7,924</u> 7,947 円
3 級	9,600 円。ただし、1 号俸 <u>9,211</u> 9,243 円、2 号俸 <u>9,531</u> 9,562 円
4 級	10,200 円
5 級	<u>11,100</u> 11,200 円
6 級	<u>11,900</u> 12,000 円
7 級	13,000 円
8 級	<u>14,800</u> 14,900 円

ホ 医療職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	<u>8,000</u> 8,100 円。ただし、2 号俸 <u>6,817</u> 6,840 円、3 号俸

	7,0697,002 円、4号俵 7,3307,353 円、5号俵 7,6097,632 円、 6号俵 7,9748,001 円
2級	9,900円。ただし、2号俵 8,0238,050 円、3号俵 8,4018,428 円、4号俵 8,8208,847 円、5号俵 9,0729,103 円、6号俵 9,3379,369 円、7号俵 9,6039,634 円
3級	10,20010,300 円。ただし、1号俵 9,9099,940 円、 2号俵 10,251 円
4級	10,600円
5級	11,000円
6級	12,400円
7級	13,30013,400 円

(後略)

別表第1

一般職俸給表(一)

(H17.12.1~)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
23			299,100	351,900	372,700	411,900					
24			301,100	354,100	375,300	415,300					
25			303,000	356,500	377,800						
26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200							
29			310,600								
30			312,500								
31			314,400								
32			316,200								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第35条に規定するものを除く。

別表第2

一般職俸給表(二)

(H17.12.1~)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700		
29	227,800	270,700	303,100	319,900		
30	229,800	272,300	305,000	322,100		
31	231,700	273,900	306,800	324,100		
32	233,300	275,600				
33		277,100				

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第3

教育職俸給表

(H17.12.1～)

職務 の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,300	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	204,000	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,700	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,400	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	
25	323,900	384,500	460,400	498,700	
26	327,000	387,200	463,400	502,000	
27	330,000	390,100	466,500		
28	332,700	392,800	469,500		
29	334,900	395,600			
30	336,900	398,200			
31	339,000	401,000			
32	341,000	403,700			
33	343,000	406,600			
34	345,000	409,400			
35	347,000				
36	349,000				
37	351,100				
38	353,300				

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手、教務職員に適用する。

別表第4

医療職俸給表(一)

(H17.12.1～)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
24		294,800	353,300	376,900				
25		296,600	355,600	379,200				
26		298,300	357,600	381,700				
27		300,200	359,700	384,300				
28		301,900	361,800					
29			364,000					
30			366,200					

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第5

医療職俸給表(二)

(H17.12.1~)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
25	283,100	335,800	377,400	397,700			
26	287,200	339,700	380,700	400,900			
27	290,700	343,000	383,700	403,800			
28	293,800	345,900	386,500	406,200			
29	296,200	348,600	389,300				
30	298,300	350,700	392,000				
31	300,100	352,700	394,300				
32	302,000	354,600					
33	303,900	356,500					
34	305,800	358,600					
35	307,700	360,700					
36	309,600	362,900					
37	311,400	365,200					
38	313,500	367,400					
39	315,400						
40	317,400						
41	319,200						

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第6

指定職俸給表

(H17.12.1～)

号 俸	俸給月額
	円
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000
8	1,065,000
9	1,142,000
10	1,223,000
11	1,297,000

備考 この表は、総長が定めるものに適用する。

国立大学法人京都大学役員給与規程 案

(平成16年達示第79号)

(前略)

(俸給)

第4条 俸給月額を、次に定める。

総長 1,324,000~~1,328,000~~円。

理事 780,000~~783,000~~円から988,000~~990,000~~円の範囲内で
総長が定める額。

監事 571,000~~573,000~~円から780,000~~783,000~~円の範囲内で
総長が定める額。

(中略)

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当の月額を、次に定める。

理事 198,660~~218,020~~円から869,440~~872,080~~円の範囲内で
総長が定める額。

監事 171,600~~172,260~~円から686,400~~689,040~~円の範囲内で
総長が定める額。

2 非常勤役員について前項の定めにより難いときは前項の月額を基礎に算定した日額に年間労働予定日数を乗じ、その額を12で除して得られた額に相当する額を月額とすることができる。

(後略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 案

(平成16年達示第72号)

(前略)

(期末手当及び勤勉手当)

第32条 有期雇用教職員（医員、医員（研修医）及び法科大学院特別教授・助教授を除く。）には、給与規程第28条から第31条までに定める教職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの（当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあつては、当該改正前の規定）とし、別表第2に掲げる有期雇用教職員に係る給与規程第28条第3項の規定中「期末手当基礎額」及び給与規程第31条第4項の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「その者に支給される日給額に21を乗じて得た額」と読み替える。

(中略)

(年度一時金)

第74条 有期雇用教職員（法科大学院特別教授・助教授を除く。）には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に年度一時金を支給する。

2 前項の場合において、その者が次の各号の一に該当する場合には、年度一時金は支給しない。

(1) 当該事業年度の勤続期間が6月未満の場合（業務上の災害による傷病又は死亡により退職する場合及び労災法第7条第2項の規定による通勤（第4項において「通勤」という。）途上の災害による傷病又は死亡により退職する場合を除く。）

(2) 第15条第1項の規定により解雇された場合

(3) 第60条第5号の規定により懲戒解雇された場合

- 3 第1項の年度一時金の額は、別表第1に掲げる有期雇用教職員については、第24条第1項第1号に規定するその者を教職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額と同条第2項に規定する俸給の調整額の合計額に0.3を乗じて得られた額とし、別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員については、その者に支給される日給額に21を乗じて得た額に0.3を乗じて得られた額とする。

4 }
5 } (略)
(後略)

(前略)

(給与)

第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 俸給
- (2) 都市手当
- (3) 通勤手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

2 外国人教師の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。

3 俸給及び都市手当の月額は、別表第3のとおりとする。

4 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。

5 期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第28条から第31条までの規定を準用して得られた額とする。この場合において、準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあっては、当該改正前の規定)とし、同規程第28条第4項の役職段階別加算適用表に規定する加算割合は、同表の規定にかかわらず役職段階別加算額の加算割合は、100分の15とする。

6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程 案

(平成16年達示第78号)

(前略)

第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。

職種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級
教員	<u>287,200</u> 288,100円	教育職俸給表 2級
事務職員・施設系技術職員・教室系技術職員	<u>214,600</u> 215,300円	一般職俸給表(一) 3級
技能職員・労務職員	<u>211,500</u> 212,100円	一般職俸給表(二) 3級
医療技術職員	<u>214,800</u> 215,500円	医療職俸給表(一) 2級
看護職員	<u>267,100</u> 267,900円	医療職俸給表(二) 2級

第12条 (略)

(手当)

第13条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。

- (1) 都市手当
- (2) 通勤手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 超過勤務手当
- (5) 休日給
- (6) 夜勤手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率は次表のとおりとする。

	6月期	12月期
期末手当	0.75	0.85
勤勉手当	0.35	<u>0.4</u> 0.35

(後略)

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則 案

(平成16年4月1日総長裁定)

(前略)

別表(第3条関係)

期間の区分	支給額
1年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
1年以上2年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
2年以上3年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
3年以上4年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
4年以上5年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
5年以上6年未満	<u>50,000</u> 50,200 円
6年以上7年未満	<u>48,200</u> 48,400 円
7年以上8年未満	<u>46,400</u> 46,600 円
8年以上9年未満	<u>44,600</u> 44,800 円
9年以上10年未満	<u>42,800</u> 43,000 円
10年以上11年未満	<u>41,000</u> 41,200 円
11年以上12年未満	<u>39,200</u> 39,400 円
12年以上13年未満	<u>37,400</u> 37,600 円
13年以上14年未満	<u>35,600</u> 35,800 円
14年以上15年未満	<u>34,200</u> 34,400 円
15年以上16年未満	<u>32,800</u> 33,000 円
16年以上17年未満	<u>31,400</u> 31,600 円
17年以上18年未満	<u>30,000</u> 30,200 円
18年以上19年未満	<u>28,600</u> 28,800 円
19年以上20年未満	<u>27,200</u> 27,400 円
20年以上21年未満	<u>25,800</u> 26,000 円
21年以上22年未満	<u>25,200</u> 25,400 円
22年以上23年未満	<u>24,600</u> 24,800 円
23年以上24年未満	<u>23,700</u> 23,900 円

24 年以上 25 年未満	<u>23,100</u> 23,200 円
25 年以上 26 年未満	<u>22,500</u> 22,600 円
26 年以上 27 年未満	<u>21,900</u> 22,000 円
27 年以上 28 年未満	<u>21,300</u> 21,400 円
28 年以上 29 年未満	<u>20,600</u> 20,700 円
29 年以上 30 年未満	<u>20,300</u> 20,400 円
30 年以上 31 年未満	<u>19,900</u> 20,000 円
31 年以上 32 年未満	19,300 円
32 年以上 33 年未満	18,500 円
33 年以上 34 年未満	17,600 円
34 年以上 35 年未満	16,900 円

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 2 条各号の教職員となった日以後の期間を示す。